

第一百五十六回

参議院経済産業委員会議録第十六号

平成十五年五月二十日(火曜日)
午後零時十分開会

委員の異動

五月十六日

辞任

田村耕太郎君
大門実紀史君
片山虎之助君
緒方靖夫君

補欠選任
田浦直君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

田浦直君

副大臣
経済産業副大臣
経済産業副大臣
政府特別補佐人
事務局側
常任委員会専門
員
公正取引委員会
竹島一彦君
塩入武三君

(内閣官房長官) 福田康夫君
高市早苗君
西川太一郎君
公正取引委員会
竹島一彦君
塩入武三君

本日の会議に付した案件

○下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案(内閣提出)
○下請中小企業振興法の一部を改正する法律案(内閣提出)

(内閣提出)

○小規模企業共済法の一部を改正する法律案(内閣提出)

委員
小林温君
近藤剛君
関谷勝嗣君
福島啓史郎君
保坂三藏君
直嶋正行君
中島章夫君
藤原築瀬君
鶴岡洋君
松あきら君
緒方靖夫君
西山登紀子君
広野ただし君
國務大臣
経済産業大臣
平沼赳夫君
國務大臣
経済産業大臣

○委員長(田浦直君)ただいまから経済産業委員会を開会いたします。
委員の異動について御報告いたします。
去る十六日、大門実紀史君及び田村耕太郎君が委員を辞任され、その補欠として緒方靖夫君及び片山虎之助君が選任されました。

○委員長(田浦直君)下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案(内閣法第九〇号)、下請中小企業振興法の一部を改正する法律案、小規模企業共済法の一部を改正する法律案、以上三案を一括して議題といたします。
政府から順次趣旨説明を聽取いたします。福田内閣官房長官。

○國務大臣(福田康夫君)ただいま議題となりました下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する

法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。
現行の下請代金支払遅延等防止法、いわゆる下請法は、物品の製造及び修理に係る下請取引の公正化及び下請事業者の利益の保護を図るために、下請代金の支払遅延等の親事業者の不当な行為を規制すること等を内容としておりますが、近年の経済のサービス化、ソフト化の進展に伴い、役務の委託に係る下請取引についても取引の公正化を図ることが重要な課題となっております。

このような下請取引をめぐる状況を踏まえ、役務の委託に係る下請取引の公正化を図る観点から、プログラムの作成等役務の委託に係る下請取引を下請法の対象として追加する等の措置を講じることとし、ここにこの法律案を提出した次第であります。
次に、この法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、下請法の適用対象となる委託取引として、情報成果物作成委託、役務提供委託及び金型の製造委託を追加することとしております。
第二に、親事業者の遵守すべき事項として、親事業者が下請事業者に対し、自己の指定する役務を強制して利用させてはならないこと等を追加することとしております。

第三に、公正取引委員会が勧告をした場合において、必要に応じ公表することができるよう、関係規定を整備することとしております。
第四に、書面の交付義務等の違反行為に対する罰金の上限額を三万円から五十万円に引き上げることとしております。

なお、これらの改正は、一部を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同くださいます。

○委員長(田浦直君) 次に、平沼経済産業大臣。

○國務大臣(平沼赳夫君) まず、下請中小企業振興法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

現在の中小企業をめぐる経済環境は、デフレ状態の継続に加え、製造業の海外展開の進展など厳しい状況が続くとともに、サービス経済化の進展など大きく変化しております。

このような状況下で、国内における産業基盤を維持し、より付加価値の高い製品、サービスを生み出していくためには、企業間の連携協力関係の強化が不可欠であり、その重要な担い手である下請中小企業の振興を図ることは喫緊の政策課題であります。

これまで下請中小企業振興対策につきましては、本法に基づき、製造業を中心とする対象に経営基盤の強化、取引のあつせん等の措置を講じてまいりましたが、昨今の状況変化に対応して、サービス等を対象業種として追加するなど振興対策の拡充強化を図る必要があることから、本法律案を提出した次第であります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、下請事業者の定義に、委託を受け情報成果物作成、役務提供等を業として行う中小企業者を追加することにより、サービス業等に係る下請中小企業を振興の対象とすることとしたします。

第二に、下請中小企業が経営基盤の強化を図るために作成する振興事業計画に關し、多様かつ柔軟な支援が可能となるよう、その作成主体に関する制限となつております。また、業種指定制の撤廃及び団体資格要件の緩和等の措置を講ずることとした

します。

第三に、支援策の内容におきましても、売掛金債権担保保険に関する中小企業信用保険法の特例を講ずることにより、振興事業に関する下請中小企業の資金繰りの支援を拡充することいたしました。

以上が本法律案の提案理由及びその要旨であります。

引き続きまして、小規模企業共済法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

小規模企業共済法は、小規模企業の個人事業主や役員が事業の廃止、役員の退任等の事態に備えるための小規模企業共済制度を定めているものであり、経営基盤が脆弱で経営環境の変化の影響を受けやすい小規模企業者にとって、廃業時、退任時に生活安定資金や事業再建資金を支給する本制度の果たす役割はますます大きくなってきております。昭和四十年の制度創設以来普及も進み、今日では在籍者数が約百三十五万人、運用資産額も約七兆六千億円に上っておりますが、金利水準の低下や株価の低迷等により、資産運用の利回りが低下するなど制度を取り巻く資産運用環境が近年厳しさを増しております。

このような状況を踏まえ、本制度の長期的な安定を確保するため、共済金額の見直し等を行う必要があることから、本法律案を提出した次第であります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、資産運用環境の変化に即応できるよう、共済金額等について、政令で定めることとしております。

以上が本法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、この二つの法律案について、慎重御審議の上、御賛同くださいますようにお願いを申上げます。

以上で三案の趣旨説明の聴取は終わりました。
三案に対する質疑は後日に譲ることいたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時十七分散会

五月十九日本委員会に左の案件が付託された。

一、下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案

合及び第七項第三号又は第四号に該当する者がそれぞれ前項第三号又は第四号に該当する者に対し情報成果物作成委託又は修理委託」を「製造委託をする場合に改め、同項を同条第九項とし、同条第四項中「製造委託又は修理委託」を「製造委託等」に改め、同項に次の二号を加える。

三 個人又は資本の額若しくは出資の総額が五千万円以下の法人たる事業者であつて、前項第三号に規定する親事業者から情報成果物作成委託又は役務提供委託を受けるもの

三千九百六十万円以下の法人たる事業者であつて、前項第三号に規定する親事業者から情報成果物作成委託又は修理委託を受けるもの

四 この法律で「役務提供委託」とは、事業者が業として行う提供若しくは業として請け負う作成の目的たる情報成果物の作成の行為の全部又は一部を他の事業者に委託すること及び事業者がその使用する情報成果物の作成を業として行う場合にその情報成果物の作成の行為の全部又は一部を他の事業者に委託することをいふ。

四 この法律で「役務提供委託」とは、事業者が業として行う提供の目的たる役務の提供の行為の全部又は一部を他の事業者に委託すること(建設業)又は一部を他の事業者に委託すること(建設業)第二項に規定する建設業をいう。以下この項において同じ。を當む者が業として請け負う建設工事(同条第一項に規定する建設工事をいふ)の全部又は一部を他の建設業を當む者に請け負わせることを除く)をいう。

四 この法律で「製造委託等」とは、製造委託、修理委託、情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。

四 この法律で「情報成果物」とは、次に掲げるものをいう。

一 プログラム(電子計算機に対する指令である)つて、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。)

二 映画、放送番組その他影像又は音声その他音響により構成されるもの

三 文字、図形若しくは記号若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合により構成されるもの

四 前三号に掲げるもののほか、これらに類するもので政令で定めるもの

四 第二条の二第一項中「受領した日」の下に「(役務提供委託の場合は、下請事業者がその委託を受けた役務の提供をした日。次項において同じ。)」を加える。

四 第三条第一項中「製造委託又は修理委託」を「製造委託等」に、「直ちに」を「遅滞なく」に改める。

第四条第一項中「製造委託又は修理委託」を「製造委託等」に改め、「次の各号」の下に「(役務提供委託をした場合にあつては、第一号及び第四号を除く。)」を加え、同項第六号中「購入させる」とを「購入させ、又は役務を強制して利用させる」とに改め、同條第二項中「製造委託又は修理委託を「製造委託等」に改め、「各号」の下に「(役務提供委託をした場合にあつては、第一号を除く。)」を加え、同項に次の一号を加える。

三　自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。

第四条の二中「受領した日」の下に「(役務提供委託の場合は、下請事業者がその委託を受けた役務の提供をした日)」を加える。

第五条中「製造委託又は修理委託」を「製造委託等に改め、「受領の下に「役務提供委託をした場合にあつては、下請事業者がした役務を提供する行為の実施」」を加える。

第七条の見出しを「(勧告)」に改め、同條第一項中「すみやかに」を「速やかに」に改め、「やめるべきこと」の下に「その他必要な措置をとるべきこと」を加え、同條第二項中「すみやかに」を「速やかに」に改め、「引き取るべきこと」の下に「その他必要な措置をとるべきこと」を加え、同條第三項中「に」を「いずれかに」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同條第四項を削る。

第五条の二中「(役務を強制して利用することによる)」に改め、「(役務を強制して利用することによる)」を加え、同條第二項中「(役務を強制して利用することによる)」を加える。

附　則

(施行期日)

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第十条及び第十一條の改正規定は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条　この法律による改正後の下請代金支払遲延等防止法(以下「新法」という。)の規定は、この法律の施行前にした新法第二条第一項の製造委託(金型の製造に係るものに限る。)、同條第四項の役務提供委託に該当するものについては、適用しない。

第三条　新法第三条第一項の規定は、この法律の施行後にした製造委託等について適用し、この法律の施行前にした製造委託又は修理委託については、なお従前の例による。

第四条　新法第四条第一項第六号(役務を強制して利用されることによる部分に限る。)及び第二項第三号の規定は、この法律の施行前にした製造委託又は修理委託については、適用しない。

第五条　この法律の施行前にした行為及び附則第三条の規定によりなお従前の例によることとする場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条　附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に必要となる経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

の業種(次号に掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く。)に改め、同項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　資本の額又は出資の総額が五千円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

二　映画、放送番組その他影像又は音声その他音響により構成されるもの

三　文字、図形若しくは記号若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合により構成されるもの

四　前三号に掲げるもののほか、これらに類するもので政令で定めるもの

五　前項を次に掲げる事項に付て

第三条第二項中「次の各号に掲げる事項」に改め、同項第一号中「(品質又は性能)」を「若しくは情報成果物の品質若しくは性能又は役務の品質」に改め、同項第三号中「(設備の近代化)」を「施設又は設備の導入」に改め、同項第四号中「(単価)」を「対価」に改め、同項第五号中「(組織化)」を「連携」に改める。

親事業者及び特定下請組合等(事業協同組合その他の団体(政令で定める基準に従つた定款又は規約を有しているものに限る。)であつてその構成員の大部分が当該親事業者の営む事業について第二条第二項各号のいずれかに掲げる行為を行つてゐるもの)をいう。以下同じ。は、当該親事業者が当該特定下請組合等の構成員である場合を除き、当該親事業者の発注分野の明確化当該特定下請組合等の構成員である下請事業者の施設又は設備の導入、共同利用施設の設置、技術の向上及び事業の共同化その他の下請部若しくは一部その者が業として請け負う物品の修理の行為の全部若しくは一部又はその者がその使用する物品の修理を業として行う場合におけるその修理の行為の一部(前号に掲げるものを除く。)

四　その者が業として請け負う物品の修理の行為の全部若しくは一部又はその者がその使用する物品の修理を業として行う場合におけるその修理の行為の一部(前号に掲げるものを除く。)

三　その者が業として請け負う物品の修理の行為の全部若しくは一部又はその者がその使用する物品の修理を業として行う場合におけるその修理の行為の一部(前号に掲げるものを除く。)

五　その者が業として行う提供若しくは業として請け負う作成の目的たる情報成果物の作成の行為の全部若しくは一部又はその者がその使用する情報成果物の作成を業として行う場合におけるその情報成果物の作成の行為の全般若しくは一部その者が業として行う提供の目的たる役務の提供の行為の全部又は一部

六　下請中小企業振興法の一部を改正する法律案下請中小企業振興法の一部を改正する法律案十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「近代化」を「経営基盤の強化」に、同項第一号又は第二号を「同項各号のいずれかに改め、同項を同條第四項とし、同條第二項の次に次の二項を加える。

第二条第一項第一号中「次号の政令で定める業種以外の業種」を「製造業、建設業、運輸業その他

げるものをいう。

一　プログラム(電子計算機に対する指令であつて、一つの結果を得ることができるように組み合わせたもの)をいう。)

二　映画、放送番組その他影像又は音声その他の音響により構成されるもの

三　文字、図形若しくは記号若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合により構成されるもの

四　前項に掲げるもののほか、これらに類するもので政令で定めるもの

五　前項を次に掲げる事項に付て

第三条第二項中「次の各号に掲げる事項」に改め、同項第一号中「(品質又は性能)」を「若しくは情報成果物の品質若しくは性能又は役務の品質」に改め、同項第三号中「(設備の近代化)」を「施設又は設備の導入」に改め、同項第四号中「(単価)」を「対価」に改め、同項第五号中「(組織化)」を「連携」に改める。

親事業者及び特定下請組合等(事業協同組合その他の団体(政令で定める基準に従つた定款又は規約を有しているものに限る。)であつてその構成員の大部分が当該親事業者の営む事業について第二条第二項各号のいずれかに掲げる行為を行つてゐるもの)をいう。以下同じ。は、当該親事業者が当該特定下請組合等の構成員である場合を除き、当該親事業者の発注分野の明確化当該特定下請組合等の構成員である下請事業者の施設又は設備の導入、共同利用施設の設置、技術の向上及び事業の共同化その他の下請

中小企業の振興に関する事業(以下「振興事業」という。)について下請中小企業振興事業計画(以下「振興事業計画」という。)を作成し、これを主務大臣に提出して、当該振興事業計画が適切である旨の承認を受けることができる。

第五条第三項を削り、同條第四項中「特定親事業者を親事業者に、「特定下請組合」を「特定下請組合等」に改め、同項を同條第三項とし、同條第五項を削る。

第六条第一号中「特定親事業者を「親事業者」に、「特定下請組合」を「特定下請組合等」に改め、同条第二号中「並びに同条第三項に規定する場合にあつては同項に規定する賦課の基準」を削り、同条第三号中「特定下請組合を「特定下請組合等」に、「組合員」を「構成員」に改め、同条第四号中「特定下請組合」を「特定下請組合等」に、「組合員たる特定下請事業者」を「構成員である下請事業者」に改める。

第七条第一項及び第二項中「特定親事業者」を「親事業者」に、「特定下請組合」を「特定下請組合等」に改める。

第八条 中小企業信用保険法(昭和三十五年法律第二百六十四号)第三条の四第一項に規定する売掛金債権担保保険(以下「売掛金債権担保保険」という)の保険関係であつて、下請振興関連保証(同項に規定する債務の保証(承認計画に従つて振興事業を実施する親事業者(特定下請組合等の構成員であるものを含む。)に対する売掛金債権を担保として提供させるものに限る。)であつて、下請事業者が当該承認計画に従つて振興事業を行うのに必要な資金に係るもの)いう。以下同じ。)を受けた中小企業者に係るものについての同項の規定の適用については、同項中「保険金額の合計額が」とあるのは、「下請中小企業振興法第八条第一項に規定する下請振興関連保証に係る保険関係の保険金額の合計額とその他の保険関係の保険金額の合計額とがそれぞれ」とする。

2 売掛金債権担保保険の保険関係であつて、下請振興関連保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四条の規定にかかるわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

第十条中「特定親事業者」を「親事業者」に、「特定下請組合」を「特定下請組合等」に改める。

項とする。
第十三条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とする。

第十四条第一項中「三万円」を「五十万円」に改める。

附 則

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討) 第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の下請中小企業振興法第八条の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(地方税法の一部改正) 第三条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第五百八十六条第二項第十一号中「特定下請組合」を「特定下請組合等」に、「同条第三項及び「同条第一項」を「同項」に改める。

小規模企業共済法の一部を改正する法律案
小規模企業共済法の一部を改正する法律案
小規模企業共済法(昭和四十年法律第二百二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十七条」を「第三十条」に改める。

第九条第三項第二号イを次のように改める。

イ その掛金区分に係る掛金納付月数及び第一項各号に掲げる事由に応じ政令で定める

第九条第三項第二号口中「おける別表の上欄に掲げる掛金区分に係る掛金納付月数に応じ、第一項第一号に掲げる事由に係るものにあつては同表の中欄に、同項第二号又は第三号に掲げる事由に係るものにあつては同表の下欄に掲げる」を「第一項各号に掲げる事由が生じたものとみなしてイの規定を適用した場合に得られる」に改め、同条第

四項中「前項第二号ロ」を「第三項第二号ロ」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 前項第二号イの政令で定める金額は、納付された掛金及びその運用収入の額の総額を基礎として、予定利率並びに第一項各号に掲げる事由の発生の見込数及び共済契約の解除の見込数を勘案して定めるものとする。この場合において、当該金額は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

一 その掛金区分に係る納付に係る掛金の合計額を上回ること。

二 第一項第一号に掲げる事由により支給される金額が同項第二号及び第三号に掲げる事由により支給される金額以上であること。

第九条に次の二項を加える。

6 第三項第二号イの規定に基づき政令を制定し、又は改正する場合においては、政令で、当該制定又は改正前に効力を生じた共済契約のうち当該制定又は改正後に第一項各号に掲げる事由が生じたものに係る共済金の額の算定に関する必要な措置その他当該制定又は改正に伴う所要の経過措置を定めることができる。

第九条の三第五項中「次の各号に」を「分割支給期間に応じ、それぞれ当該各号に」に改め、同項各号を削る。

第十二条第三項第一号中「又は」を「若しくは」に改め、「場合」の下に「又は同条第四項第一号の規定により共済契約が解除されたものとみなされた場合(当該共済契約者が同号の会社の役員たる小規模企業者となつたとき限る。)」を加え、「その区分に係る掛金納付月数が十二月末満のものを除く。」を削り、「次号の」を「百分の八十を下らない」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「前号に掲げる場合」を「同項第一号の規定による場合においては、当該共済契約者が同号の会社の役員たる小規模企業者になつたとき」に改め、同号を同項第二号とし、同条第四項中「前項第三号」を「前項第二号」に改め、同項第二号イを次のように

イ その掛金区分に係る掛金納付月数に応じ
改める。
政令で定める金額

第十二条第四項第二号ロ中「おける別表の上欄
に掲げる掛金区分に係る掛金納付月数に応じ、同
表の下欄に掲げる金額に百分の八十を乗じて得
た」を「第七条第四項各号に掲げる事由が生じたも
のとみなしてイの規定を適用した場合に得られ
る」に、「第九条第四項」を「第九条第五項」に改
め、同号ハ中「第九条第四項」を「第九条第五項」に
改め、同条に次の二項を加える。

5 第九条第四項前段の規定は、第三項第一号の
政令で定める割合及び前項第二号イの政令で定
める金額について準用する。この場合において、
第三項第一号に規定する政令で定める割合
を乗じて得た金額は同項第二号に規定する区分
解約手当金額を下回り、かつ、前項第二号イの
政令で定める金額は第九条第三項第二号イの政
令で定める金額を下回るものでなければならな
い。

6 第九条第六項の規定は、第四項第二号イの規
定に基づき政令を制定し、又は改正する場合に
ついて準用する。この場合において、同条第六
項中「第一項各号」とあるのは「第七条第四項各
号」と、「共済金」とあるのは「解約手当金」と読
み替えるものとする。

第十六条の二中「平成十一年法律第十九号」の下
に「以下「事業団法」という。」を加える。

第十六条の三第一項中「中小企業総合事業団法」
を「事業団法」に改める。

第三章中第二十七条を第三十条とし、第二十六
条を第二十九条とし、第二十五条を第二十八条と
し、同条の前に次の三条を加える。

(余裕金の運用に関する基本方針等)

第二十五条 事業団は、事業団法第三十二条第一
項第三号に掲げる業務に係る勘定に属する業務
上の余裕金(以下「小規模企業共済勘定余裕金」
という。)の運用に関して、運用の目的その他経
済産業省令で定める事項を記載した基本方針を

作成し、当該基本方針に沿つて運用しなければならない。

2 前項の規定による基本方針は、この法律(これに基づく命令を含む)その他の法令に反するものであつてはならない。

3 事業団は、次に掲げる方法により小規模企業共済勘定余裕金を運用する場合においては、当該運用に関する契約の相手方に対して、協議に基づき第一項の規定による基本方針の趣旨に沿つて運用すべきことを、経済産業省令で定めるところにより、示さなければならない。

一 事業団法第四十条第一項第二号に規定する金銭信託

二 事業団法第四十条第三項に規定する政令で定める方法(経済産業省令で定めるものを除く。)

三 事業団法第四十条第四項の規定による方法(理事長、副理事長及び理事の義務)

第二十六条 事業団の理事長、副理事長及び理事は、小規模企業共済勘定余裕金の運用の業務について、法令、法令に基づいてする経済産業大臣の処分、事業団が定める業務方法書その他の規則を遵守し、事業団のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

(理事長、副理事長及び理事の禁止行為)

第二十七条 事業団の理事長、副理事長及び理事は、自己又は事業団以外の第三者の利益を図る目的をもつて、次に掲げる行為を行つてはならない。

一 特別の利益の提供を受け、又は受けたために、小規模企業共済勘定余裕金の運用に関する契約を事業団に締結させること。

二 小規模企業共済勘定余裕金をもつて自己若しくは自己と利害関係のある者の有する有価証券その他の資産を事業団に取得させ、又は小規模企業共済勘定余裕金の運用に係る資産を自己若しくは自己と利害関係のある者が取得するようにさせること。

別表を削る。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、附則第五条の規定は、公布の日から施行する。

(共済金等に係る経過措置)

第二条 共済契約のうちこの法律の施行前にこの法律による改正前の小規模企業共済法(以下「旧法」という)第九条第一項各号(附則第七条の規定による改正前の小規模企業共済法及び中小企業事業団法の一部を改正する法律(平成七年法律第四十四号附則第五条第一項の規定により適用される場合を含む。)に掲げる事由が生じた場合の旧法第九条の三の分割共済金の額及び旧法第九条の四の現価相当額の算定については、当該分割払の請求がこの法律の施行前に行われた場合に限り、なお従前の例による。

3 前項の共済金を分割払の方法により支給する場合の旧法第九条の三の分割共済金の額及び旧法第九条の四の現価相当額の算定については、当該分割払の請求がこの法律の施行前に行われた場合に限り、なお従前の例による。

2 前項の共済金の額の算定については、当該分割払の請求がこの法律の施行前に行われた場合に限り、なお従前の例による。

3 共済契約のうちこの法律の施行前に旧法第七条第二項又は第三項の規定により解除されたもの及び同条第四項の規定により解除されたものとみなされたものに係る解約手当金の額の算定については、なお従前の例による。

4 第三条 この法律の施行前に効力を生じた共済契約のうちこの法律の施行後にこの法律による改正後の小規模企業共済法(以下「新法」という)の項及び第九条第三項第二号の項を削り、同表第九条第一項の項の次に次のように加える。

附則第五条第一項の表第九条第三項第二号イの項及び第九条第三項第二号ロの項を削り、同表第九条第一項の項の次に次のように加える。

第五条 第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(政令への委任)

第六条 中小企業基本法(昭和三十八年法律第百五十四号)の一部を次のように改正する。

第二十七条第三項中「小規模企業共済法及び中小企業事業団法の一部を改正する法律(平成十年法律第百四十七号)」を削る。

第七条 小規模企業共済法及び中小企業事業団法の一部を改正する法律(平成七年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第二十九条第一項第二号中「第三十九条又は第四十条第六項」を「又は第三十九条又は第四十条第六項」を「又は第三十九条又は第四十条第六項」に改める。

第三十条第一項第二号中「第四十条第五項」を「第四十条第五項」に改める。

第三十一条第一項第五項中「第四十条第七項」を「第四十条第五項」に改める。

第三十二条第一項第五項中「第四十条第五項」を「第四十条第五項」に改める。

第三十三条第一項第五項中「第四十条第五項」を「第四十条第五項」に改める。

第三十四条第一項第五項中「第四十条第五項」を「第四十条第五項」に改める。

第三十五条第一項第五項中「第四十条第五項」を「第四十条第五項」に改める。

第三十六条第一項第五項中「第四十条第五項」を「第四十条第五項」に改める。

第三十七条第一項第五項中「第四十条第五項」を「第四十条第五項」に改める。

第三十八条第一項第五項中「第四十条第五項」を「第四十条第五項」に改める。

第三十九条第一項第五項中「第四十条第五項」を「第四十条第五項」に改める。

第四十条第一項第五項中「第四十条第五項」を「第四十条第五項」に改める。

第四十一条第一項第五項中「第四十条第五項」を「第四十条第五項」に改める。

第四十二条第一項第五項中「第四十条第五項」を「第四十条第五項」に改める。

第四十三条第一項第五項中「第四十条第五項」を「第四十条第五項」に改める。

第四十四条第一項第五項中「第四十条第五項」を「第四十条第五項」に改める。

第四十五条第一項第五項中「第四十条第五項」を「第四十条第五項」に改める。

第四十六条第一項第五項中「第四十条第五項」を「第四十条第五項」に改める。

第四十七条第一項第五項中「第四十条第五項」を「第四十条第五項」に改める。

第四十八条第一項第五項中「第四十条第五項」を「第四十条第五項」に改める。

第四十九条第一項第五項中「第四十条第五項」を「第四十条第五項」に改める。

第五十条第一項第五項中「第四十条第五項」を「第四十条第五項」に改める。

第五十一条第一項第五項中「第四十条第五項」を「第四十条第五項」に改める。

第五十二条第一項第五項中「第四十条第五項」を「第四十条第五項」に改める。

ものに係る解約手当金の額の算定に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第四条 この法律の施行後に効力を生じた共済契約について、この法律の施行前に効力を生じた共済契約に係る掛金納付月数を新法第十三条の規定により通算する場合における共済金又は解約手当金の額の算定に関し必要な経過措置は、

約手当金の額の算定に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第五条 第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(中小企業基本法の一部改正)

第六条 中小企業基本法(昭和三十八年法律第百五十四号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項中「第七項」を「第五項」に改める。

(中小企業総合事業団法の一部改正)

第七条 中小企業事業団法の一部を改正する法律(平成十年法律第百四十七号)を削る。

(小規模企業共済法及び中小企業事業団法の一部を改正する法律(平成七年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第二十七条第三項中「小規模企業共済法及び中小企業事業団法の一部を改正する法律(平成七年法律第四十四号)」を削る。

(中小企業事業団法の一部改正)

第八条 小規模企業共済法及び中小企業事業団法の一部を改正する法律(平成十年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

附則第五条第一項の表第十二条第一項前段の項中「改正法」を「小規模企業共済法及び中小企業事業団法の一部を改正する法律(平成七年法律第四十四号)」に改める。

附則第五条第一項第一号及び第四号に改める。

附則第五条第一項第一号及び第四号に改める。

附則第五条第一項第一号及び第四号に改める。

附則第五条第一項第一号及び第四号に改める。

附則第五条第一項第一号及び第四号に改める。

次条に改め、同条第一号を削り、同条第二号を同条第一号とし、同条第三号中「附則第十条」を附則第四条に改め、同号を同条第二号とし、同条第四号を削り、同条第五号を同条第三号とし、同条第六号を同条第四号とし、同条第七号を同条第五号とし、同条第八号から第十一号までを削る。

附則第四条から第九条までを削り、附則第十条とし、附則第十二条から第九条まで「を附則第十二条とし、附則第十二条から第九条まで」を「第三条」に改め、同条を附則第六条とする。

(中小企業総合事業団法の一部改正)

第九条 中小企業総合事業団法(平成十一年法律第十九号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項中「第七項」を「第五項」に改める。

(中小企業基本法の一部改正)

第六条 中小企業基本法(昭和三十八年法律第百五十四号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項中「第七項」を「第五項」に改める。

(中小企業事業団法の一部改正)

第七条 中小企業事業団法の一部を改正する法律(平成十年法律第四十四号)を削る。

(小規模企業共済法及び中小企業事業団法の一部を改正する法律(平成七年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第二十七条第三項中「第四十条第七項」を「第四十条第五項」に改める。

(中小企業事業団法の一部改正)

第八条 小規模企業共済法及び中小企業事業団法の一部を改正する法律(平成十年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

附則第五条第一項第一号及び第四号に改める。

附則第五条第一項第一号及び第四号に改める。

附則第五条第一項第一号及び第四号に改める。

附則第五条第一項第一号及び第四号に改める。

附則第五条第一項第一号及び第四号に改める。

五条第二項第六号に改め、同条中小規模企業共済法第十六条の三の改正規定の次に次の改正規定を加える。

第二十五条第一項中「事業団は、事業団法

第三十二条第一項第三号」を「機構は、機構法

第十八条第一項第四号」に改め、同条第三項中「事業団は」を「機構は」に改め、同項各号を

次のように改める。

一 独立行政法人通則法(平成十一年法律

第一百三号)第四十七条第三号に規定する

方法

二 機構法第二十五条第一項第二号に掲げる方法

三 機構法第二十五条第二項に規定する経済産業大臣の指定する方法(経済産業省

(破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法の一部令で定めるものを除く。)

第十一條 破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法(平成十年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第十一條中「第四十条第七項」を「第四十条第五項」に改める。

平成十五年五月二十六日印刷

平成十五年五月二十七日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

A